

館山市景観計画策定の趣旨

1. 館山市で景観まちづくりを進める背景

本市は、千葉県房総半島の南部に位置し、温暖な気候と輝く海、緑豊かな自然に恵まれている。

冬でもポピーやストック、菜の花が咲き誇り、花畑は満開になる「花のまち」、マリンスポーツや夏の海水浴の適地として、さらには、サンゴやウミホタルの生息域として、多様性に満ちた貴重な海洋資源を有する「海のまち」である。

その他にも、本市には県立館山野鳥の森が「森林浴の森 100 選」、平砂浦海岸付近は「白砂青松百選」「日本の道 100 選」にも選ばれるなど、風光明媚な景観資源に恵まれている。

また、中世の頃には、戦国武将里見氏がこの地を治めており、曲亭馬琴作の「南総里見八犬伝」の舞台になったこの地には、今でも里見氏の史跡の数々や八犬伝のロマンが香る史跡が残されている。

本市の特徴ともなっている自然資源、歴史資源を保存・継承し、また活かしながら、「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりに寄与する景観形成を目指している。

城山公園（館山城）



北条海岸の夕日



野鳥の森展望台からの眺め



フラワーライン（日本の道 100 選）

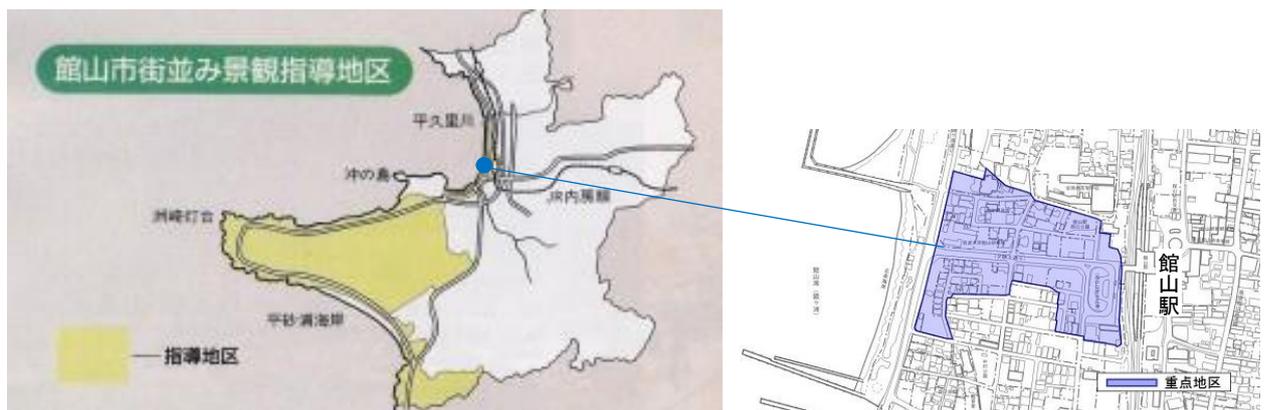


2. 景観計画策定のねらい

本市では、これまで「館山市街並み景観形成指導要綱（平成元年）」を策定し、個性豊かな街並みと恵まれた自然環境の美観を基調とした「海洋性リゾートタウン」のまちづくりを進めてきた。

平成 27 年の要綱改正により、館山駅西口地区土地地区画整理事業実施区域を「重点地区」を位置づけ、市と館山駅西口地区街づくり協議会が協働で南欧風のまちづくりを進めている。

具体的には、建築物等の新築、増築、外観の補修時には、屋根をオレンジ色系の暖色、壁は白色等を基調とし、原色の使用を避けるようお願いしている。しかし、要綱による「お願い」では誘導の限界が生じてきている状況にある。



また、平成 27 年度に策定した「館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、基本目標の一つに「“海”の魅力に磨きをかける ～海の魅力アップ～」を掲げ、景観計画策定等を実施することにより、「個性豊かな海の魅力を活かした観光振興」につなげ、「ひと」の流れを創出することが位置付けている。

平成 16 年 6 月、景観法が制定され、都道府県や市町村などの景観行政団体は、法に基づく「景観計画」を策定することで、良好な景観形成のための行為の制限をはじめ、法に基づくさまざまな仕組みを活用することが可能となり、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造、さらに個性的で活力ある地域社会の実現に向けたさまざまな取組が全国で始まっている。

館山市は、平成 19 年 4 月に景観行政団体に移行した。すなわち、館山市においても、景観計画の策定により、市民・事業者・行政が協働して景観形成の取組みを推進することが求められており、地域の魅力アップ、魅力発信につなげていきたい。

景観行政団体とは

法に基づいて、景観計画の策定など良好な景観形成のための具体的な施策を実施する団体で、景観行政を担う主体となる団体である。館山市は、平成 19 年 4 月 10 日に景観法に基づく景観行政団体に位置付けられた。

3. 景観計画策定の目的

館山市景観計画は、館山市の総合計画や都市計画マスタープランなどの上位計画と整合を図りつつ、市民・事業者・市等の協働により、恵まれた自然環境、歴史文化遺産の保全と継承を図りながら、地域の特性を活かした良好な景観の形成を積極的に推進していくことを目的として、「景観法」に基づく景観計画を策定する。

また、本計画は次の4点を主なねらいとして策定する。

○地域の良好な景観を共有し、景観まちづくりへの意識を高める。

- ・本市の景観特性や課題をわかりやすく整理し、「無いものねだり」ではなく「有るものを磨き」をコンセプトとして、「館山ならではの」「館山でしかできない」「館山らしさ」のある良好な景観の目指すべき方向や目標を明らかにして、市民や事業者の景観まちづくりに対する理解を深める。

○庁内連携、広域連携による景観まちづくりを展開する。

- ・景観特性や目指すべき方向等を多角的な視点から示すことにより、景観部門だけでなく、緑、文化、教育など様々な他の部門や周辺都市、関係機関との連携による、景観まちづくりへの取組みにつなげる。

○市民・事業者・市等の協働による取組みを展開する。

- ・市民や事業者等の景観形成に向けた取組み方を分かりやすく示すことにより、協働による景観形成を進める。

○地域の景観まちづくり活動につなげる。

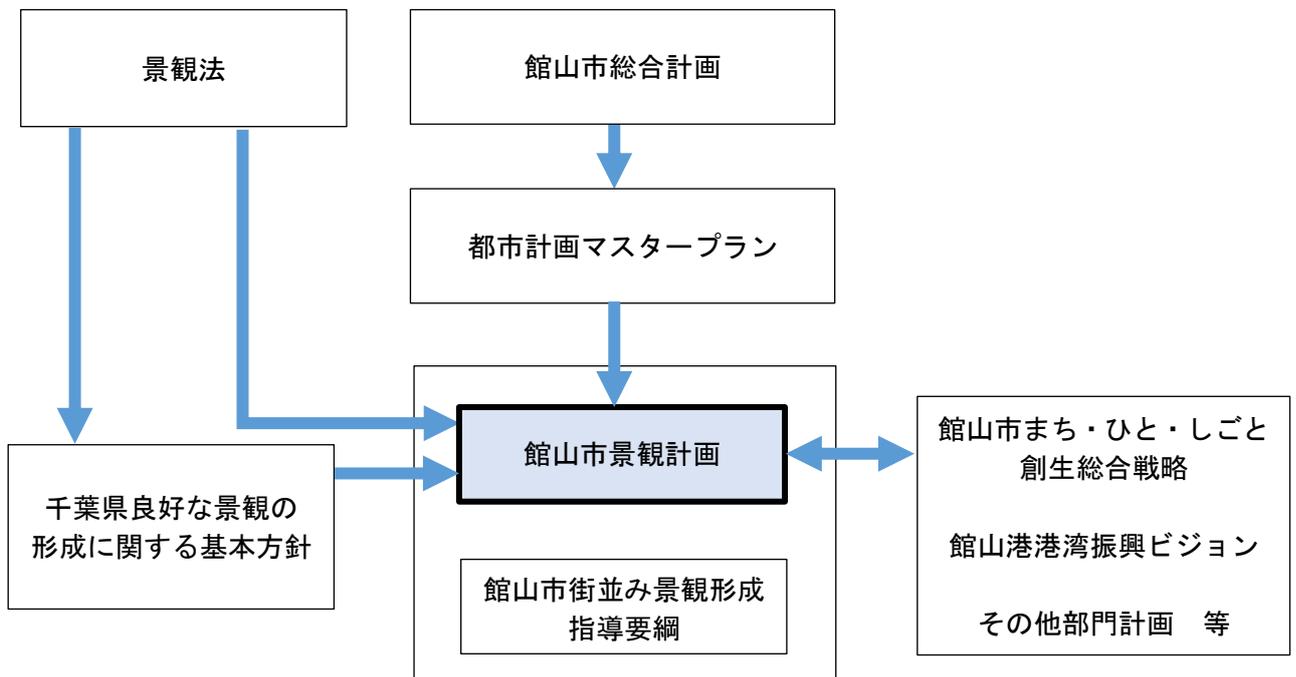
- ・全市的な景観形成とともに、地域ごとに市民発意による景観まちづくりに取組めるよう道筋を示し、地域の積極的な景観形成を支援していく。

4. 景観計画の位置づけ

(1) 景観計画の位置づけ

館山市景観計画は、景観法第8条1項に規定されている「景観計画（良好な景観の形成に関する計画）」として策定するものであり、景観行政団体としての館山市と市民及び事業者等による景観形成を推進するための基本的な計画である。

本計画は、館山市総合計画に即し、都市計画マスタープラン等の関連計画と整合が図られた、良好な景観形成を推進するための総合的な方策を示すものである。

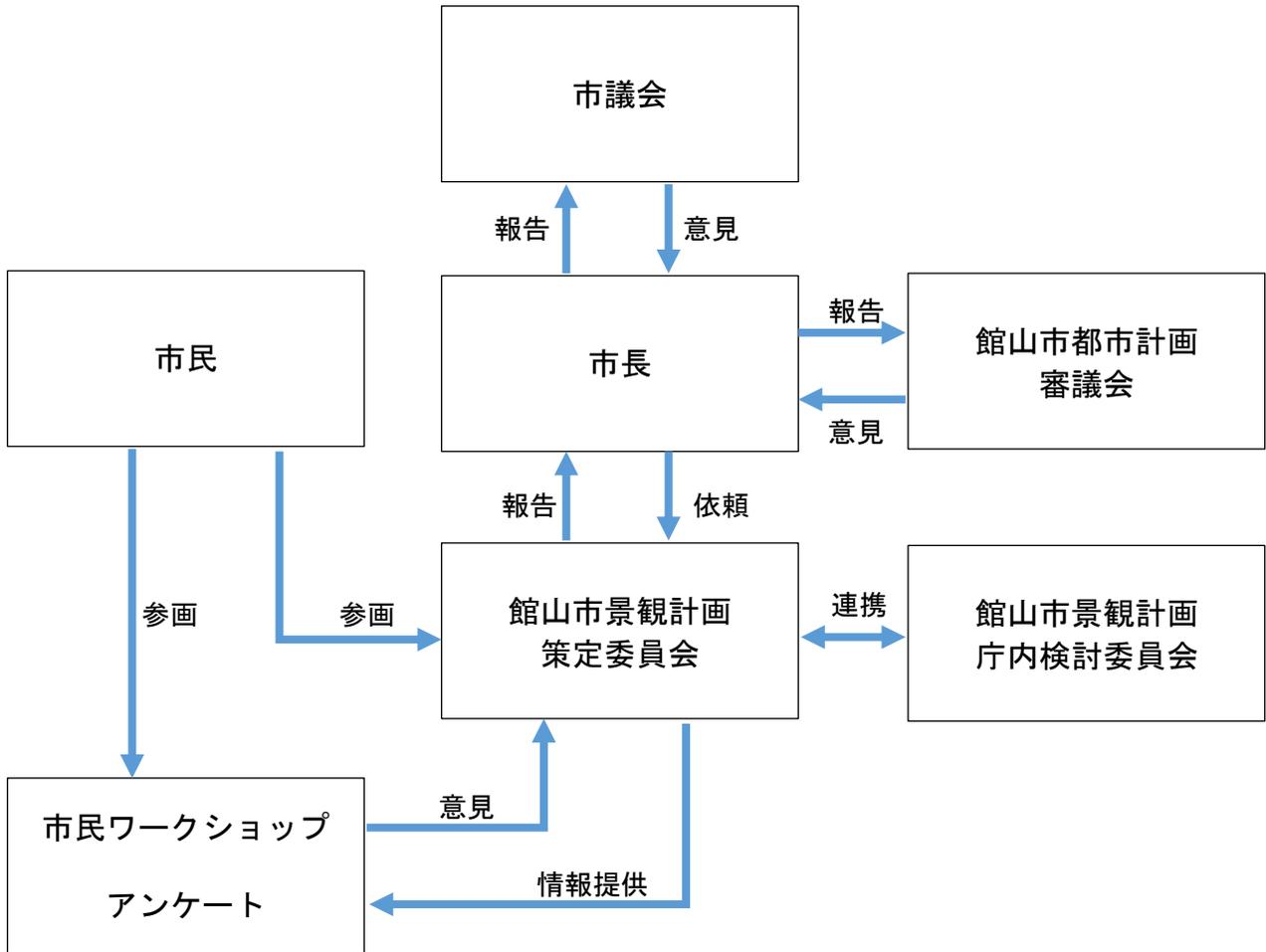


5. 検討体制

景観計画の策定にあたっては、学識経験者や市民、地域団体の代表者などで構成する「館山市景観計画策定委員会」及び庁内組織として「館山市景観計画庁内検討委員会」を設置し検討を進める。

また、市民ワークショップおよびアンケート調査により、地域の魅力や資源を市民の皆様からお聞きし、景観形成方針などの検討に活用する。

館山市景観計画の検討体制



6. 景観計画区域

館山市の自然・歴史・文化に培われた多様で豊かな景観資源を保全するため、海岸汀線から海側を含む館山市全域を景観計画区域とする。

館山市景観計画区域図

